第六節　　現金納付制度（電子現金納付を含む）

１．現金納付制度の概要

産業財産権制度における特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の納付方法は、従来、特許印紙による納付に限定されていたため、申請人にとって、特許印紙を購入・貼付し特許庁に持参又は郵送する事務負担が大きく、また、手続を行う際の安全面についても考慮する必要がありました。これらの点を改善するため、１９９６（平成８）年１０月より、特許印紙による納付に加えて、金融機関からの現金での料金納付を可能とする、現金納付制度を導入しました。

２．現金納付の対象となる料金

現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。（現金手続令１(1、2)）

＜現金納付制度を利用することができない手続＞

(1)オンラインシステムを使用して納付手続を行う場合の特許料、実用新案登録料、意匠登録料、商標登録料の納付手続ができません。

(2)オンラインシステムを使用して行う手続に関する手数料の納付手続ができません。

・ファイル記録事項の証明請求
・ファイル記録事項の閲覧請求
・ファイル記録事項の交付請求
・磁気原簿記録事項の証明請求
・磁気原簿記録事項の閲覧請求
・磁気原簿記録事項の交付請求

(3)弁理士試験受験手数料

(4)特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料

(5)特許権等の移転登録等の際に必要な登録免許税

３．現金納付手続の準備

(1)事前手続

①現金納付の希望者は、特許庁長官に対し現金納付に係る識別番号の付与の請求をします（現金手続令２(1)）（識別番号付与請求書の様式に関しては、（参考１）参照）

②特許庁長官は、当該請求者に対して識別番号を付与し、通知します（現金手続令２(2)）。

③識別番号を付与された者は、特許庁長官に対し納付書の交付を請求します（現金手続令４(1)（納付書交付請求書の様式に関しては、（参考２）参照））。なお、現金納付に係る識別番号付与請求書により納付書の交付請求を併せてすることができます。

④特許庁長官は、当該納付書の請求者に対し、住所・氏名・識別番号・納付書番号等の必要事項を印刷した４枚綴りの納付書（（参考３）参照）を交付します（現金手続令４(2)）。

(2)納付手続

出願人等の申請者は、特許庁より交付された納付書に納付金額及び納付すべき手続の種類を記載し、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）窓口から手数料等を納付して、「納付書・領収証書」及び「納付済証（特許庁提出用）」を受領します（この際の納付手数料は不要です。）。

(3)出願書類等の申請手続

①書面による手続の場合、「納付済証（特許庁提出用）」を手続書面に添付して特許庁長官に提出します。

②オンライン手続の場合、当該手続に係る手数料等を納付した納付書に記載された納付書番号を記録するとともに、納付済証（特許庁提出用）を手続補足書により、特許庁長官へ提出します。

③現金納付の場合は、「手数料等の日本銀行への納付」及び「手続書類の特許庁への提出」が完了した日を、その納付がされた日とします。（現金手続令７(1)）

(4)手数料等の返還の手続

①日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合の納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができません。（特195(12)、特例法40(7)）。

②上記手数料等の返還の手続は、「既納手数料等返還請求書」に納付書・領収証書及び納付済証（特許庁提出用）を添付して行います。

４．現金納付手続フロー

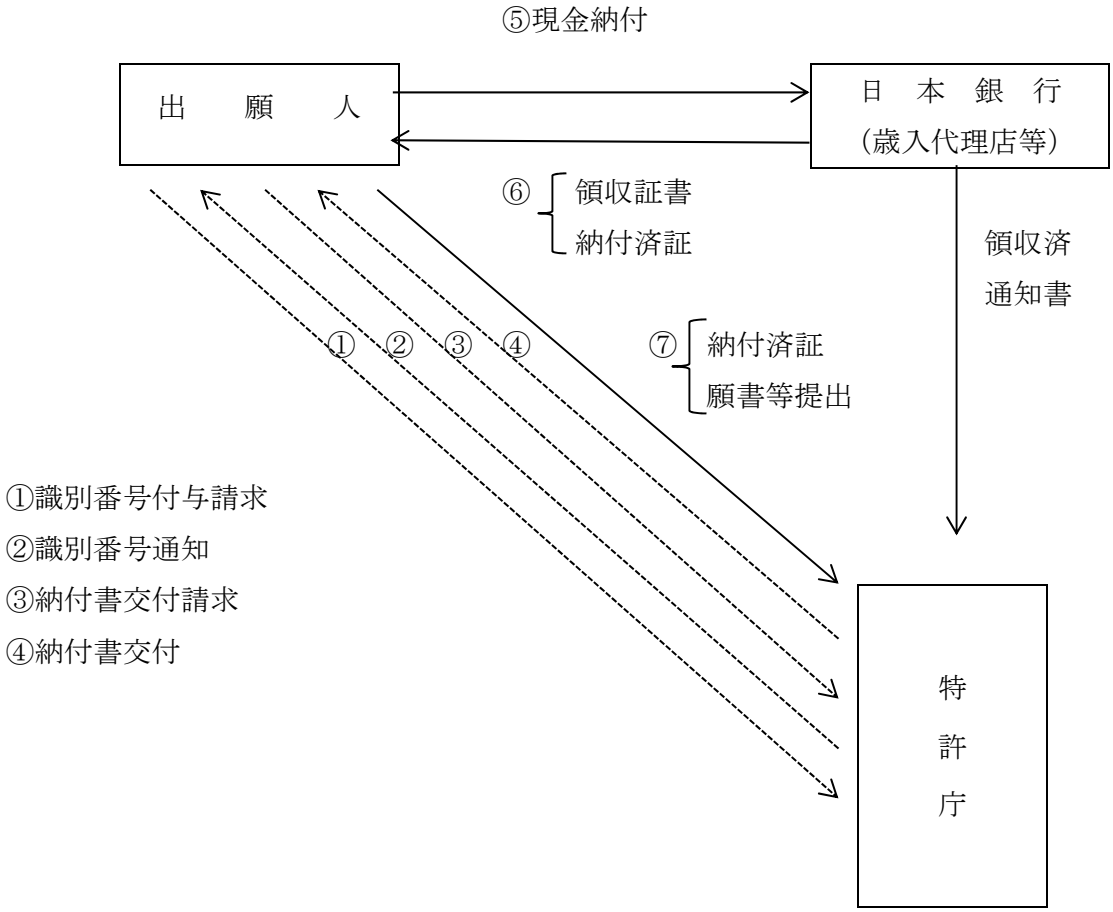

現金納付に係る識別番号付与請求書の作成要領は、次のとおりです。

（参考１）

現金手続令様式第１（第２条関係）

現金納付に係る識別番号付与請求書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１．請求人
　識別番号
　郵便番号
　住所又は居所
　氏名又は名称
（国　籍）
２．代理人
　識別番号
　郵便番号
　住所又は居所
　氏名又は名称
（３．納付書交付請求枚数　　枚）

［備　考］

備考１から17は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第１（識別番号付与請求書）の備考１から17と同様（12を除く）。

12　第２条、又は、例施規３の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄を設けるには及ばない。

18　第４条第１項ただし書きの規定により識別番号の付与の請求と同時に納付書の交付を請求する場合は、「２．代理人」の欄の次に「３．納付書交付請求書枚数」の欄を設けて納付書交付請求枚数を記載する。

納付書交付請求書の作成要領は、次のとおりです。

（参考２）

現金手続令様式第２（第４条関係）

納　付　書　交　付　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１．請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

２．納付書交付請求枚数　　枚

〔備　考〕

１　「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

２　日本に営業所を有する外国法人にあって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

３　請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考１に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。

４　その他は、様式第１（現金納付に係る識別番号付与請求書）の備考１から３まで、５から８まで及び12から16までと同様とする。

納付書　　（参考３）

（第１片）

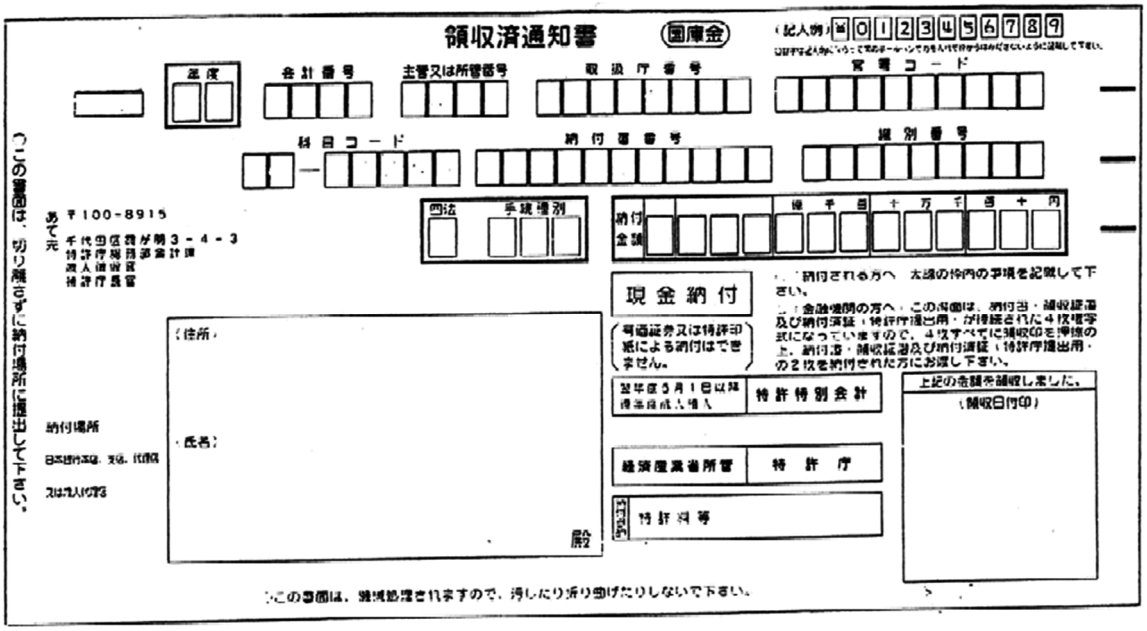

（第２片）

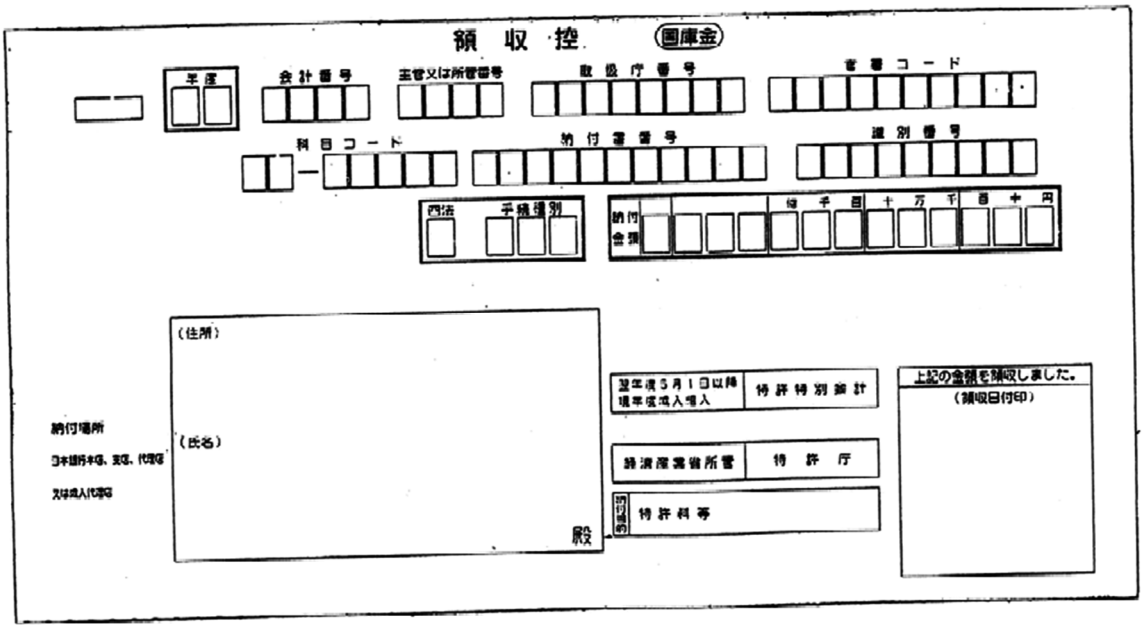

（第３片）

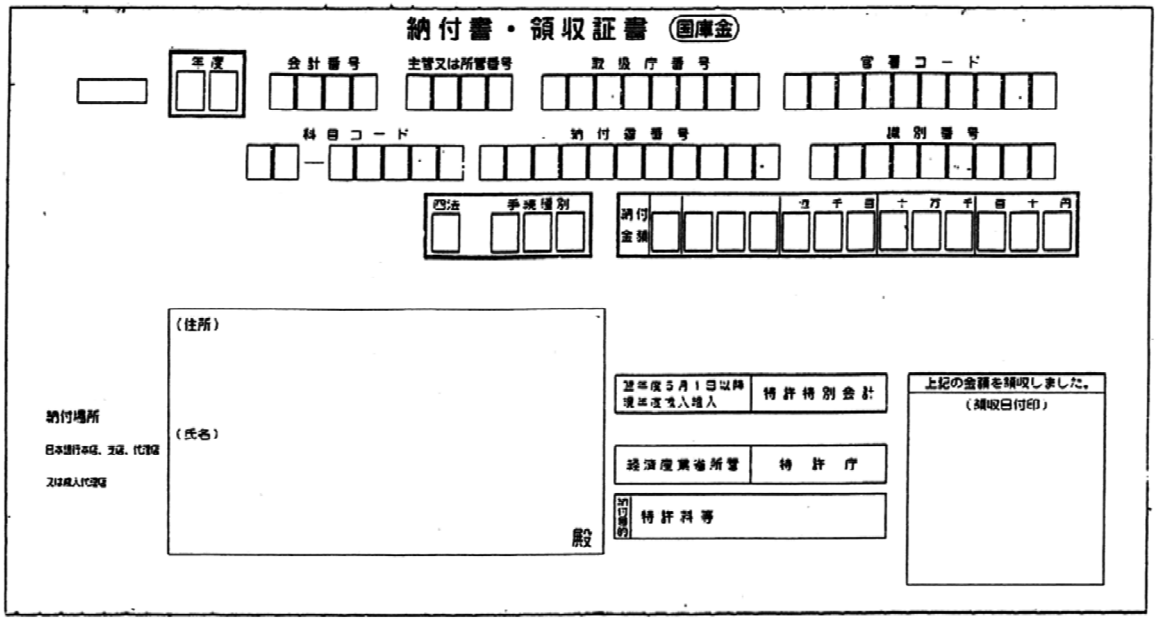
納付書・領収証書 国庫金
年度
会計番号
主管又は所管番号
取扱庁番号
官署コード
科目コード
納付書番号
識別番号
四法
手続種別
納付金額
億 千 百 十 万 千 百 十 円
（住所）
（氏名）
殿
納付場所
日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店
翌年度5月1日以降
現年度歳入繰入
特許特別会計
経済産業省所管
特許庁
納付目的
特許料等
上記の金額を領収しました。
（領収日付印）

（第４片）

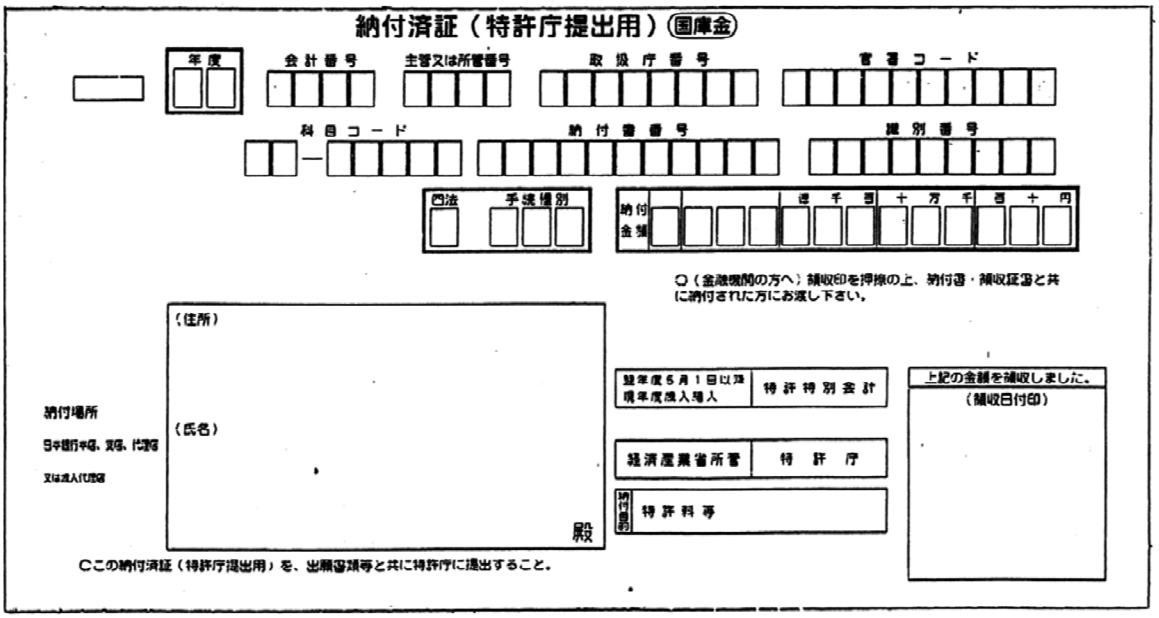
納付済証（特許庁提出用）国庫金
年度
会計番号
主管又は所管番号
取扱庁番号
官署コード
科目コード
納付書番号
識別番号
四法
手続種別
納付金額
億 千 百 十 万 千 百 十 円
○（金融機関の方へ）領収印を押捺の上、納付書・領収証書と共に納付された方にお渡し下さい。
（住所）
（氏名）
殿
納付場所
日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店
翌年度5月1日以降
現年度歳入繰入
特許特別会計
経済産業省所管
特許庁
納付目的
特許料等
上記の金額を領収しました。
（領収日付印）
○この納付済証（特許庁提出用）を、出願書類等と共に特許庁に提出すること。

（第４片裏面）

１．「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。

２．「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

［表１　四法コード］

四　　法	コード
特　　許	1
実 用 新 案	2
意　　匠	3
商　　標	4
共　　通	5

［表２　手続種別コード］

手　　続　　名	コード
出願関係の手続	０１０
審査請求又は実用新案技術評価の請求	０１１
承継の届出	０１２
期間の延長又は期日の変更の請求	０１３
書類、ひな形若しくは見本の閲覧、謄写の請求又は秘密意匠を示すべきことの請求	０２１
証明の請求	０２２
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第２条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求	０２３
特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求	０２４
書類の謄本又は抄本の交付の請求	０２５
特許証又は登録証の再交付の請求	０２６
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続	０３０
審判又は再審の請求	０４０
異議の申立て	０４１
判定の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明細書若しくは図面の訂正の請求	０４２
特許料又は登録料の納付（設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの）	０５１
特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付（０５１以外のもの）	０５２
予納	０６０

５．電子現金納付の概要

インターネット出願ソフトで納付番号を取得し、インターネットバンキングやPay－easy（ペイジー）対応ＡＴＭから手数料の納付を行う納付方法です。

なお、特許庁のインターネット出願システムからインターネットバンキングにリンクしているので、納付番号取得から納付金額の支払い処理まですることができます。

※電子現金納付では、手数料の納付を必要とする書類一件ごとに納付番号の取得手続を行う必要があります。

（1）納付手続

①電子現金納付の希望者は、インターネット出願ソフトを使用して「電子現金納付者カナ氏名」、「電子現金納付専用パスワード」を登録します。

②「納付番号」を取得します。

（注）納付番号は取得した翌日から３０日を経過すると利用できなくなります。

③納付番号取得後、その納付番号によりインターネットバンキング又はＡＴＭを利用して手数料を振り込みます。

※ＡＴＭを利用した振込の場合は、Pay－easy（ペイジー）が利用できる専用ＡＴＭからのみとなります。

※金融機関の窓口からの支払はできません。

電子現金納付手続の操作は、「電子出願ソフトサポートサイト」の「インターネット出願ソフト」から、「操作マニュアル」をご参照ください。

(2)出願書類等の申請手続

料金の必要な各手続に係る様式の「【手数料の表示】」又は「【特許料の表示】」若しくは「【登録料の表示】」の欄に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載します（例施規41の９）。

(3)手数料等の返還の手続

①日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合、納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができません（特195(12)、特例法40(7)）。

②上記手数料等の返還の手続は、「既納手数料返還請求書（電子現金納付）」を特許庁長官へ提出します。

６．電子現金納付の対象となる料金

電子現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。

＜電子現金納付制度を利用することができない手続＞

(1)弁理士試験受験手数料

(2)特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料

特許庁における申請・届出等の手続きに伴う手数料等の電子納付に関する業務フロー

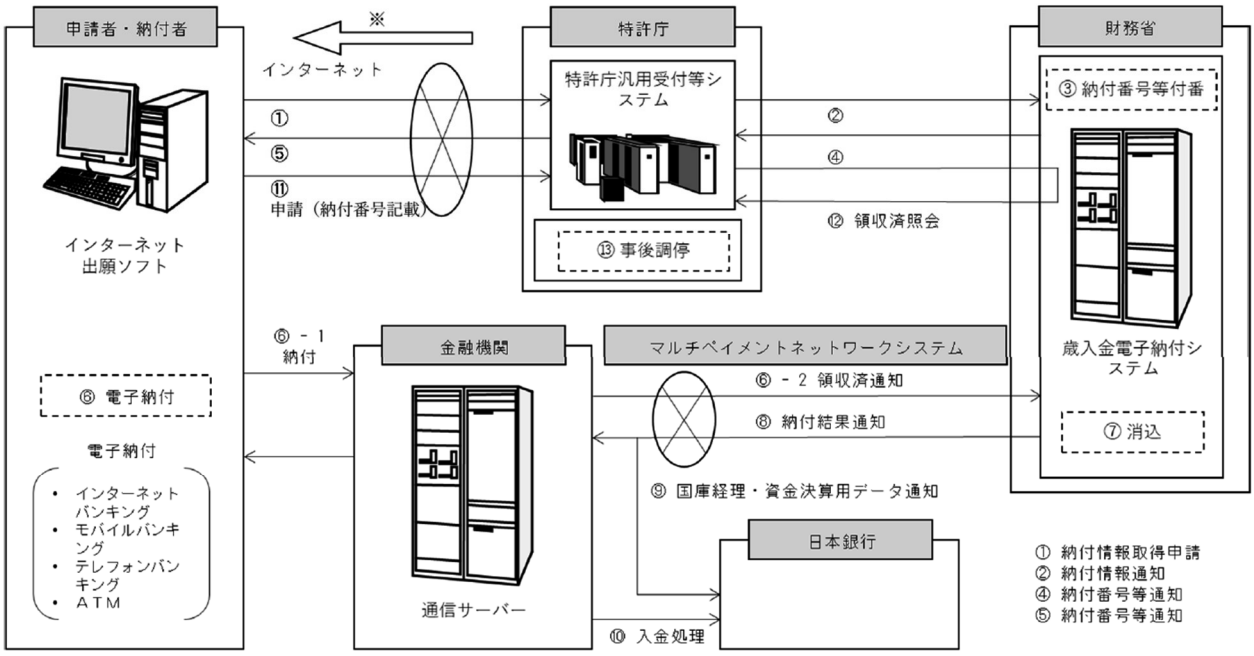

※　事前にインターネット出願ソフトを特許庁ＨＰよりダウンロード(無料)する必要があります。